

## 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例(平成二十二年埼玉県条例第三十七号。以下「条例」という。)の規定に基づき、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設(第二条及び第十四条において「ふれあい拠点施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可手続)

第二条 条例第七条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者(第三項及び第四項において「利用申請者」という。)は、様式第一号の利用申請書を知事(条例第十四条第一項の指定管理者にふれあい拠点施設の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条及び次条から第六条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項前段の利用申請書の提出期間は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 多目的ホール、屋外広場、配膳室及び控室並びにこれらの附属設備の利用  
利用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日から利用を開始しようとする日までの期間(多目的ホールの全てを利用する場合にあつては利用を開始しようとする日の属する月の二十四月前の月の初日から利用を開始しようとする日までの期間、多目的ホールの二区画を利用する場合にあつては利用を開始しようとする日の属する月の十八月前の月の初日から利用を開始しようとする日までの期間)

二 貸事務室及び指定駐車場の利用  
利用を開始しようとする日の属する月の六月前の月の初日から利用を開始しようとする日の二月前までの期間

3 貸事務室の利用に係る第一項の利用申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 利用申請者を特定するための書類で、次に掲げる利用申請者の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 個人 住民票の写し

ロ 法人 登記事項証明書及び定款

二 利用申請者の財務状況を明らかにした書類で、次に掲げる利用申請者の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 個人 直近の所得税の青色申告書の写し又は所得の状況を明らかにした書

類

ロ 法人 直近の決算期分の貸借対照表、損益計算書その他決算関係書類

- 三 直近の住民税（法人にあつては、都道府県民税）の納税証明書
- 四 事業の目的及び内容、経営の方針等を記載した事業計画書
- 五 その他知事が必要と認める書類

4 第二項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、利用申請者は、同項第一号又は第二号に掲げる期間の前に利用申請書を提出することができる。

5 条例第七条第一項の規定による利用又は変更の許可は、様式第二号の許可書を交付して行うものとする。

6 駐車場（指定駐車場を除く。）の利用の許可の手続については、第一項及び第五項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

（特別の設備等の承認）

第三条 利用権利者が、当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

（事業の報告）

第四条 貸事務室の利用権利者は、事業年度（一月一日から十二月三十一日までの期間（法人にあつては、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項の事業年度）をいう。以下この条において同じ。）終了後三月以内に、当該事業年度に係る事業について、知事に報告するものとする。

（貸事務室等の許可の期間の更新）

第五条 条例第五条ただし書の規定による更新を受けようとする者は、利用の許可の期間が満了する日の三月前までに、次に掲げる書類を添えて、様式第三号の利用更新申請書を知事に提出しなければならない。

一 当該申請を行う者の財務状況を明らかにした書類で、次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 個人 直近の所得税の青色申告書の写し又は所得の状況を明らかにした書

類

ロ 法人 直近の決算期分の貸借対照表、損益計算書その他決算関係書類

二 直近の住民税（法人にあつては、都道府県民税）の納税証明書

三 事業の目的及び内容、経営の方針等を記載した事業計画書

四 その他知事が必要と認める書類

（貸事務室の利用中止の申出）

第六条 貸事務室の利用権利者が、利用の許可を受けた期間（条例第五条ただし書の規定による更新を受けた者にあつては、更新後の期間）の満了日前に利用を中止しようとするときは、当該利用を中止しようとする日の三月前までに様式第四号の利用中止申出書を知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第七条 条例第十五条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第五号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 条例第十四条第二項の指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(多目的ホール等の区画を変更して利用する場合の利用料金)

第八条 条例別表第一号の表の備考六の利用料金の上限額は、利用する施設の面積(当該面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算するものとする。)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。この場合において、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

一 平日 一時間につき四十五円

二 日曜日、土曜日又は休日 一時間につき五十円

三 条例第四条本文に規定する利用時間以外の時間 一時間につき五十円

(附属設備の利用料金)

第九条 条例別表第四号の規則で定める上限額は、別表のとおりとする。

(利用料金の承認の申請)

第十条 指定管理者は、条例第二十条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第六号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の納期限)

第十一条 利用料金(貸事務室及び駐車場に係るものを除く。)の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

2 貸事務室及び指定駐車場の利用料金は、その利用をする月の前月の十五日までに納付しなければならない。

3 駐車場(指定駐車場を除く。)の利用料金の納期限については、知事が別に定める。

(利用料金の減免承認の申請)

第十二条 指定管理者は、条例第二十二条の規定により利用料金の減額又は免除に

ついで知事の承認を受けようとするときは、様式第七号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の返還の額等）

第十三条 条例第二十三条ただし書の規定による利用料金の返還の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 条例第二十三条第一号又は第二号に該当するとき 既納の利用料金の全額
- 二 条例第二十三条第三号に該当するとき 既納の利用料金の金額の百分の七十に相当する金額

2 条例第二十三条第三号の規則で定める日は、第二条第二項第一号に規定する利用に係る許可を受けた場合にあつては、利用を開始しようとする日前九十日とする。

3 条例第二十三条第三号の規定による利用の許可の取消しの申出をしようとするときは、第二条第五項の許可書を添えて、様式第八号の利用許可取消申出書を指定管理者に提出しなければならない。

（その他）

第十四条 この規則に定めるもののほか、ふれあい拠点施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第三十三号）

この規則は、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例（平成二十二年埼玉県条例第三十七号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日規則第二十八号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

別表（第九条関係）

名 称		単 位	利用料金の上限額（円） （一日につき）
舞台	金びょうぶ	一双	六、八〇〇
設備	講演台	一台	八〇〇
	花台	同	五〇〇
	司会者台	同	六〇〇
	国旗	一枚	六〇〇
	県旗	同	六〇〇



設備	映像
HDプロジェクター(小)	蛍光灯フラットライト(〇・二八八 キロワット) スポットライト(〇・五キロワット) スポットライト(〇・七五キロワ ト) スポットライト(一キロワット) スポットライト(一・五キロワット) アップパーホリゾントライト(二・四 キロワット) ロアーホリゾントライト(二・四キ ロワット)
同	同 同 同 同 同 同 同
二一、 六〇〇	HDプロジェクター(大) 一式 一、 七〇〇 一、 七〇〇 七〇〇 六〇〇 五〇〇 五〇〇 八〇〇